

博物館の危機をのりこえるために(抄)

平成19年(2007年)5月24日日本学術会議声明

この声明は、日本学術会議・芸術資料保全体制検討委員会(委員長:青柳正規(第一部会員)国立西洋美術館館長)が中心となる審議を行ったものである。

1 国公立博物館の役割と課題**(1) 市民社会における博物館の役割**

国民・市民の眼前に広がる様々な文化施設の中で、博物館は比較的安定した活動を展開しており、その目的も明確である。博物館施設という一定空間の中に歴史、芸術、民俗、自然史、科学技術などに関する「モノ」資料を展示して、時代、文化、社会、生活などのある部分をわかりやすく再現すると同時に、これらの「モノ」資料を保存継承することが主な活動である。展示を観覧する人々は、過去の文化や芸術の再現を目にしながら人間の営為を再考すると同時に、現在の状況との相違を見だし、地域や時代の変化、推移、展開を理解するだけでなく創造的行為への示唆を得るという目的を有している。このような活動と目的は、博物館を利用する国民・市民にとっての第一義的なものである。

(2) 博物館サービスをささえるもの

国民・市民にとって博物館は、様々な異なる所蔵品コレクションを有し、博物館ごとに特色のあることが好ましい。したがって、たとえば国立の博物館は、ナショナル・センターとしての役割を果たすことが肝要である。

これに対して公立の博物館は地域のニーズと特性に配慮する必要がある、私立博物館はその設置目的を実現することが肝要である。

しかし、上記の第一義的な目的を十分に達成し、役割と運営をより充実させるには、上記以外にも様々な活動が必要である。例えば、来館者が展示を見て共感や感動を得るだけでなくより深く理解するには、モノを陳列するだけでなく、展示品の選択、展示順序、展示動線の計画、監視人やガイドの割り振り、保存上の手当て、展示品のセキュリティ方策、照明光度の調整、解説パネルの作製、カタログ製作、画像・映像資料の収集とコンテンツ制作、音声や画像ガイドの製作と提供方法、関連図書やミュージアム・グッズの手配と販売方法など展示に関しても様々な企画・検討・実施が必要である。そればかりか、常日頃から収蔵品を集め、充実したコレクションを形成しておくことが重要である。そのために、購入財源を確保するだけでなく、資料を所蔵する外部の組織や個人と接触をはかり、信頼関係を築いておかねばならない。そのような信頼関係があれば、購入財源が十分でなくとも博物館が収蔵する意義を理解して譲渡してもらえる可能性が生じたり、寄贈にまで発展する場合もある。このような理解を得るには、博物館の収蔵品に関する充実した保存体制、収蔵品の調査・記載・評価の実施、展示による収蔵品のあらたな価値付けなどが譲渡者もしくは寄贈者に事前に評価さ

れていなければならない。

充実した収蔵品コレクションを有する博物館は、活動において様々な可能性を獲得できる。独自の収蔵品による展示自体が魅力的であれば、多くの人々に来館してもらえただけでなく、遠方からの来館者も期待できる。

また、優れた収蔵品は他の館から貸し出しの対象となり、代わりに企画展などのとき貸出関係のある他館の収蔵品を借用することが可能となるのである。博物館同士のこの種の貸出借用の関係を築くには、自館の収蔵品コレクションが充実していること、あるいは一定の特色を有していることが前提となり、そのためには収蔵品収集のための中・長期的展望と戦略をたてておくことが肝要である。たとえば昨今、テレビ番組で個人が所蔵する骨董品や古文書、あるいは美術品の値段をおもしろおかしく構成した番組が放映されているため、大学や博物館が古文書を以前のような廉価で入手することが難しくなっている。しかし、このような一時的現象が生じる以前から所蔵者との信頼関係を築いている博物館は、一時的な高騰の影響を直接的にこうむることが少ない。また、美術市場における美術作品の目を見張るような高騰も、長期的戦略によってその影響を最小限に食い止めることが可能なのである。収蔵品コレクションの充実は最終的には博物館の利用者である国民・市民が享受するサービスの充実につながる基本的要件であるが、利用者にとってはわかりにくい部分であるがゆえに、博物館としての広報活動がきわめて重要である。

(3) 中・長期的展望の重要性

国民・市民にとって同様にわかりにくい部分が収蔵品の保存と修復に関する部分である。保存に関して博物館は常に「保存と公開」という矛盾した、そうであるが故に博物館の永遠の課題に常にとり組まねばならない。

収蔵品を長期的に良好な状態で保存するには、温度・湿度・光度を一定の状態におき、酸化の進行を遅らせる方策を講じておく必要がある。このような条件を満たすには、条件整備が施されている収蔵庫に安置することが最善である。しかし、収蔵庫に安置するだけでは博物館の使命と目的の半分しか実現したことにならない。収蔵品を展示公開し、来館者がその価値や内包する情報を容易に接受できることが重要であり、そうでなくては資料の単なる死蔵にしかならない。貴重かつ脆弱な資料を展示して真の収蔵品もしくは展示資源とするには、収蔵庫の保存環境をできるかぎり展示スペースの中にも実現しなければならない。つまり、明るい光量の下に収蔵品をさらす場合も赤外線や紫外線の量を最小限とし、来館者の多少によって変化しやすい温度や湿度の変化をできるだけ小さくすることである。このような収蔵庫と展示スペースの良好な環境が維持されてはじめて収蔵品は長期的保存が可能となるのである。

修復に関しても、短時間の観察ではわかりにくい要素が多くある。例えば服飾史を研究する上で貴重な学術資料である布を修復する場合、使用されている糸に類似した現代の糸を使用する場合と同時代の糸を使用する場合とでは修復作業の難しさと修復費用の多少に関して大きな違いがある。同時代の糸を使用する場合の方がはるかに多くの時間と熟達した技

術を要求され、費用も増大する。しかし、古い布に現代の糸を使用すると、強度が異なるため、時間的経緯とともに修復部分がオリジナルな部分とはことなる様相を呈するようになり、再度の修復が必要となることが多々あるのである。このような結果をもたらす修復も専門家以外の人々にはわかりにくい部分であり、そうであるが故に理解してもらえぬ努力がきわめて重要である。

このほかにも、博物館の当事者および関係者とそれ以外の人々との間には、共有する情報に大きな違いがあり、そのことが冒頭に記した活動と目的だけによって博物館が評価される場合が生じている。博物館を外部から利用する人々にとって、展示や教育普及活動、そしてミュージアム・グッズなどがいかに充実しているかだけが関心の対象となるのが一般的である。

しかし、真の充実した博物館であるための、つまり「保存と展示」によきバランスを与えて充実した活動を行い本来の目的を達成するには、個々の博物館が一般の人々には見えにくい部分について、広報活動等によって理解と賛同をえる活動を行うことが重要であり、より広範な支持をえる努力を行うべきであると同時に、中・長期的展望を構築することが博物館活動には最重要事項である。

(4) 博物館の課題

昨今の行政改革等により博物館をめぐる制度的環境は大きく変わりつつある。いまの博物館にはこうした時代の変化を真摯にうけとめ、慎重かつ適切に対応することが求められている。時代への適応の中で、いくつか留意しなければならない点がある。

第1に博物館は、「モノ」のもつ時間的価値を適正に保存し、増進させるために、中・長期的展望をもった戦略が不可欠である。中断や恣意的な方向転換は博物館に寄託された社会的役割を減少させる危険性があり、厳に慎むべきである。

第2に博物館は、オリジナルな「モノ」が有する価値と資源性を十分に温存しつつ、またデジタル手法によるコピーをデータベース化する作業にも取り組まねばならない。それにはかなりのコスト負担が求められるとはいえ、博物館にとって生命線であるとの認識が必須である。

第3に、市民社会に広く開かれたシステムを構築する博物館活動の広汎化は、研究や運営の当事者に意識の転換を要請している。これまでの博物館がややもすれば陥りやすかった研究至上主義や、資料の機関的独占などは、現代にあつては博物館へのネガティブな行動とみなされる。かりそめにも、地位や雇用の保全のために、権限や資料の独占を主張したり、市民社会の中での孤立化を図ったりしてはならない。

第4に、人文・自然科学の研究進展は目覚ましく、芸術の分野における変化も著しい。博物館の研究・調査・展示・教育普及の当事者は、新たな局面に慎重かつ的確に対応し、旧式な博物館の形態を墨守するようなことがあつてはならない。

以上のような留意事項をもとにして、時代の変化に適応した方向を模索すべきである。

2 博物館への指定管理者制度導入の現状と問題点（略）

3 国立博物館に関わる新たな公的制度にむけて

我が国の国公立の博物館や美術館の現状と課題を考察してきた結果、学術・芸術・文化資料の収集・蓄積と学芸員のあり方に関して憂慮せざるをえない状況にあることが明らかとなった。このような状況の中で、いかにすればよりよい状況を生み出せるのか、その試案を国立の博物館や美術館について示し、今後のたたき台としたい。

(1) 国立博物館・美術館法人制度(仮称)の設立

国立の博物館及び美術館については、独立行政法人という大きな枠組みの中にあっても、国立大学法人や大学共同利用機関法人が他の独立行政法人とは区別されているように、他の独立行政法人とは区別された「国立博物館・美術館法人制度(仮称)」を構築し、これを適用することが望ましい。何故なら、国立文化財機構、国立科学博物館及び国立美術館の3法人は、学術・文化・芸術の振興を目的として設置されており、長期的展望に基づく継続性と重要資料の収集を可能とする特別基金設置などに考慮する必要があるからである。この「国立博物館・美術館法人制度」の性格は、行政サービスや課題探求型の調査研究を行う独立行政法人制度とボトムアップの研究および教育を主体とする大学共同利用機関法人制度を参考としながら、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集、保管、調査研究、展示し、また教育的配慮をもって市民・公衆の教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行う機関に適した制度として設立することが望ましい。そして、その法人制度の下で、上記3法人が、それぞれの使命や性格に応じた独自の事業運営を行っていくことこそが、我が国の博物館及び美術館の一層の振興の観点から不可欠である。

理由は以下の通りである。

- ① ナショナル・センターとしての国立の博物館や美術館には、収蔵する学術・芸術・文化資料の調査研究およびその関連資料の調査研究を通じて、我が国の学術・芸術・文化を世界の学術・芸術・文化の中で科学的に位置づける任務がある。
- ② 学術・芸術・文化に関する資料を充実させるためには中・長期的な方針に基づく収集が必要であり、方針の変更にあたっては十分慎重な検討を加えなければならない。
- ③ 国立の博物館や美術館における収集・蓄積・展示・教育・普及・活用等の業務は、先端的、実験的、先導的、主導的な各レベルにおいて行い、それぞれのレベルに於ける経験や情報が広く公立・私立の博物館活動に資するものでなければならない。
- ④ 国立の博物館や美術館の学芸員は、先端的、実験的、先導的、主導的な収集・蓄積・展示・教育・普及・活用等の業務を実施し、博物館活動の活性化と充実に努め、その経験と情報を学芸員の研修等に役立てる。
- ⑤ 国立の博物館や美術館では、購入によらない資料の取得・収集が重要な任務であり、収集家や所蔵者からの学術・芸術・文化資料の寄贈・寄託先としての安定した信頼感を常日頃確立しておくことが肝要である。また、寄贈・寄託が活発に行われるよう税制

上の優遇策をより一層推進することが望ましい。

(2) 組織の充実と評価制度の確立

国立博物館がナショナル・センターとしての任務や業務を遂行・実現するには、博物館組織の目的と業務運営の方式が長期的に安定していることが不可欠である。また同時に、それが効率的に機能していることが重要である。その評価にあたっては、組織の安定性と業務の効率性の双方を衡平に評価しうる制度の確立が望まれる。

(3) 国家補償制度の導入

評価額の高価な海外の学術・芸術・文化資料を借用してそれらの紹介を行う場合には保険が必要である。この保険に相当する部分を国が補償するのが国家補償制度 (National Indemnity) である。国家補償制度は、海外の先進的博物館ではすでに導入されており、これによって真に貴重な資料等を借用することが可能となる。我が国もこれを導入する必要がある。国家補償制度の導入には、現状の評価制度項目に加えて、建物の耐震性などの安全性、展示空間に関する温湿度などの環境条件、展示資料に関する防犯措置が適切に確保され、保存修復に関する方針とその実施状況が適切であることが必須である。また、国家補償制度が導入された場合生じる保険金相当の経費節減額の一部を博物館協議会のような組織運営のために活用し、博物館の質的向上をはかることが望ましい。

4 博物館の中・長期的展望

18 世紀中ごろに形成される大英博物館を嚆矢とするなら、近代的博物館は約 250 年の歴史を有することになり、時代とともにそのあり方は大きく変容してきた。保存修復の観点が尊重されるようになると同時に、資料の活用は館外への貸出というレベルにまで展開するようになった。貴族や知識層にほぼ限定されていた初期の利用者は、出身階級や老若男女を問わない広範な利用者へと拡大し、ボランティアの活動によって博物館の関係者に明確な輪郭を与えることが難しくなっている。また、かつての同時代資料そのものが 50 年、100 年という年月を経ることによって歴史的資料へと変化した。博物館という社会的組織は約 250 年の年月を経ることによって成長・変遷・展開をとげ、強固な社会的基盤を獲得したのである。

以上の経過は欧米における博物館の場合であり、我が国の博物館の多くは、第二次世界大戦後に生まれ、その歴史も 50 年に至らない場合が大部分である。

日本社会の中に強固な基盤を構築する以前に、今回の激震に見舞われたのである。この状況を歴史的に捉えるなら、現在、我が国の博物館は重大な岐路に立っているといえよう 6)。したがって、将来を見据えた以下のような目標もしくは戦略が必要である。

(1) 様々な博物館による多様性の形成

国立、公立、私立の博物館は、その設置形態と設置目的によって、それぞれの可能性と制約を有している。設置形態、設置目的、運営主体、運営形態、収蔵品コレクション、分野、

機能、利用対象、展示空間、展示法、教育普及法、所在地などにそれぞれの博物館が特色をもち、様々な博物館としての多様性を発揮することによって、今後の多様な社会的ニーズに応えることが肝要である。

(2) 柔軟な公共サービス

「モノ」資料を保存継承し展示することが博物館の本義であるが、資料の活用なくして社会の支持を得ることはむずかしい。したがって、社会のニーズに応える資料の活用を提供すると同時に、潜在的なニーズをも掘り起こして柔軟な公共サービスを提供することが重要である。活用を促進するには、資料の保存継承をこれまで以上に尊重し、資料の劣化を防がなければならない。したがって、保存修復対策に万全を期することが公共サービスを推進する上で前提となる。

(3) 新たな学芸員制度

現状の学芸員制度に加えて、例えばより上級の学芸員資格を設け、学芸業務に携わる人々の専門性を高めると同時にキャリアパスを保障し、より多様な社会的ニーズに適切に応えることができる優秀な人材を養成すると同時に確保することが必要である。

(4) 評価制度の導入

我が国の大学が、自己点検、自己評価を経て外部評価を導入し大学改革に役立ててきたように、博物館もその設置目的にしたがった点検を行うと同時に、評価をおこなう博物館評価機構のような組織を設置することが望まれる。

(5) 博物館相互のネットワーク機能

博物館は、その所蔵品コレクションの特徴、国公立・私立等の設置形態、地域などによる連携を強化すると同時に、ハブ機能を構築して、博物館群としての機能を高め、相互補完によるより高度な博物館活動を実施することが必要である。このためには様々な連絡協議会のような組織を検討する必要がある。

(6) 博物館活動を支援する社会的制度の充実

博物館活動をより活発に充実したものにするには、ボランティア活動への支援制度、寄付・寄贈・寄託などに関する税制上の支援、文化特区のような制度による博物館への規制緩和策などを講じることが重要である。

(注) 主要な先進国の国公立・公設博物館の効率化等に関する状況は以下の通りである。なおアメリカ合衆国の重要な博物館は、スミソニアン・インスティテューション以外、大部分を私立博物館が占めているのでここにはあげない。

1. 連合王国(イギリス)

大英博物館、ナショナル・ギャラリー、テート・ギャラリーなど 17 の国立博物館(美術館を含む。以下同じ)は、サッチャー政権時代に行政改革の一環として広汎に行われたエイジエンシー化の対象にはならなかった。近年、ミュージアム・ショップなどを運営する企業(例えば大英博物館の場合 The British Museum CompanyLtd.)を配下に持つ国立博物館が増加している。

2. フランス

33 の国立博物館が設置されている。財政的に自立できるルーブル美術館やオルセー美術館などはそれぞれ独立した公共企業体となっている。

3. ドイツ

重要な博物館の多くは州立である。連邦政府の財政負担によって設置・管理運営されている美術館・博物館 15 館は、すべて国から独立した財団法人もしくは有限会社に相当する法人組織であり、運営費の大部分は連邦政府からの補助金によっている。

4. オランダ

21 の国立博物館・美術館が設置されている。1995 年に国から独立した一種の財団法人となり、評議会によって運営されているが、予算の大部分は政府の補助金によっている。

5. イタリア

国立の博物館・美術館が 492 館ある。このうち観光客が多く入館者もしくは入場者の多いローマ、ナポリ、フィレンツェ、ヴェネツィアは博物館群特別監督機構として文化財省から財政、研究、組織上自立した組織となっている。

国立博物館と海外主要博物館の比較

	国立美術館(5館)	国立博物館(4館)	大英博物館	ルーブル美術館
職員数(人)	135	245	1,050	1,300
運営費(億円)	約 60	約 60	約 124	約 164
入館者数(万人)	503	312	470	570
展示面積(m ²)	20,631	33,958	56,600	30,000

(出典:英国 NMDC(National museum Director's Conference)調査、各館HP)

注) 国立博物館・国立美術館の入館者数は 2005 年度実績(国立新美術館は、2007 年度の企画展の入館者見込み)、予算額は 2007 年度運営交付金額

おわりに

創造力を確保した近未来の社会を実現するためには、創造力を刺激すると同時に創造力そのものの源泉となる多様な博物館を維持することが重要である。このためにも博物館の活発な活動には、社会全体の支持と理解を得るよう博物館はこれまで以上の努力を払う必要がある。

国立博物館(芸術系)・美術館の今後の在り方について
―独立行政法人化に際しての調査研究機能の重視、評価の適正化など―
平成11年7月29日日本学術会議芸術学研究連絡委員会報告

この報告は、第17期日本学術会議芸術学研究連絡委員会(委員長 浅沼圭司(第一部会員、成城大学教授))で審議した結果をまとめ、発表するものである。

1 はじめに

現在文化庁の附属機関である東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、東京国立文化財研究所、奈良国立文化財研究所の諸機関が、創立以来、この国の芸術諸学の研究の発展のために果たしてきた役割は、あらためていうまでもなく、きわめて大きい。

また21世紀にむけた安定した発展の道を模索する過程で、知的領域に偏向することのない、全精神領域の健全な育成が不可欠なことが、学術的に、かつ一般的に認識されつつあるいま、これらの諸機関がひとびとの知性と感性の涵養にはたす役割は、その重要性をさらに増しつつあるというべきだろう。

今回中央省庁改革の一環として、これら諸機関の独立法人への移行が決定されたが、この移行にともなって、これら諸機関における学術研究の水準が低下し、一般研究者への便宜供与の度合が減ることがあるとすれば、それはこの国の学術研究にとってきわめて大きな障害をもたらすだけでなく、この国の文化の維持・発展にとっても、ひいてはひとびとの精神の、バランスのとれた総体的な育成にとっても、憂慮すべき事態を招きかねない。したがって、これら諸機関の研究・教育機関としての重要性を明確に認識し、そのあるべきすがたを実現するために必要な運営上の方策を講じることが、独立法人化にあたってもっとも必要かつ緊急なことと考える。

上記のような認識にもとづいて、芸術学研究連絡委員会は、独立法人に移行したこれら諸機関のあるべき運営について検討をおこなった。以下はこの検討結果を箇条ごとにまとめ、簡単な説明を付したものである。

2 教育・研究機関としての位置づけ

博物館・美術館は、小・中学校、高等学校の児童生徒、さらには高専・大学の学生にたいして、実際の作品に接しながら、国内外の文化を学習・理解する機会を提供するとともに、学術的な研究によって裏づけられた体系的な、かつ理解しやすい展示を通して、一般のひとびとの知的・感性的な能力を育成するための場でもある。このような教育的な役割を十分に果たすためには、その裏づけとして、これら諸機関における研究が十分に展開されることが必要である。これら諸機関が、諸芸術の実証的研究にとって、きわめて重要な場であることはいうまでもなく、また大学や研究機関の研究者にたいして、共同研究の場を提供して来たこともあきらかである。これらのことから、この国に関連する学術研究にとっては、これら諸機関を、

前述の意味での教育機関として位置づけるとともに、高度な研究のための独自の機関として明確に規定し、位置づけることが望ましい。

3 調査・研究機能の重視

上で述べたことと関連するが、これらの諸機関はおもに展示を通して社会教育的な役割を果たしているが、その役割を十分に遂行するためには、それぞれが所有する作品や資料の意義を明確にするとともに、展示方法の探求、基本的資料としての目録の作成などが行われなければならない。またこれら諸機関が、すぐれた価値をもつ文化的財の収集・維持を重要な業務とすることも、その役割からみて、当然のことといふべきである。そして上述の諸業務が、これら諸機関が実施する諸種の調査・研究なしにはありえないこともまたあきらかである。実施された調査・研究の成果は、業務の円滑な運営に貢献するとともに、これまでも関連する学会において報告され、また刊行されるなどして、この国の諸芸術研究の進展に、大きな寄与を行って来た。

かりに、独立法人化にともなって、展示による社会教育的役割のみが重視され、強調されることがあるとしたら、それはかえって社会教育的役割そのものを疎外することになるだろう。直接的な効用と結果のみを重視して、その根本的な役割——ゆたかでバランスのとれた精神の涵養——をおろそかにすることがあるとしたら、この国の文化にとって重大な損失を招くことは必定である。このことを考え、これら諸機関における調査・研究にたいして、可能なかぎりの自由を認めるとともに、財政・運営上の十分な配慮を行うべきと考える。諸外国においては、これら諸機関に相当する機関が、芸術諸学の研究において、この国以上に重要な役割をはたしていることも、付言しておく。

4 評価の適正化

独立行政法人は、所管大臣に3年から5年の中期目標・中期計画を提出することが義務づけられており、とくに中期目標は、業務運営の効率化やサービスの質的向上、財務内容の改善などについて、できるかぎり数値化された目標を定めることが求められている。

所管大臣は、それに対して、中期計画の認可権と変更命令権を有し、計画や目標の達成度は第三者による評価委員会によって点検される。このような計画と評価のシステムは、定期的な業務に関しては、たしかに国民にたいするサービスの向上をもたらしうると考えられるし、また短期的に成果を実現しうるような種類の研究にとっては、きわめてふさわしいものといえるだろう。しかしながら、ここで検討している諸機関のそれのように、長期にわたる継続を条件とする業務にとっては、かならずしもふさわしいものとはいえず、場合によっては本来の業務に重大な支障をもたらしかねない。

たとえば、数値目標として設定しやすいという理由だけで、展覧会の入場者数、いいかえれば収益に重点をおいた展覧会の評価がなされるなら、周知の(人気のある)名品を集め、宣伝に資金を投入するなどの措置が、こぞって講じられることになるだろうが、このことは、特定の作品(文化財)の度かさなる出品(展示)を結果としてもたらし、保存上憂慮すべき事態

を招きかねないし、着実な調査・研究による未知の作品の発見、既知の作品のあらたな解釈と位置づけなどを結果としてもたらすであろう展示活動を、かえって衰退させることになりかねない。またいたずらなる入場者増は、会場の混在をもたらす、ひとびとの鑑賞条件を悪化させることになるだろう。

これら諸機関は、長期的な展望にたった調査・研究の継続によって、はじめてその義務を十全に行うるのであり、数值的、短絡的な評価は、基本的になじまない。諸関係学会との協力によって、学術的な観点からする有効な評価方法の確立こそが目指されるべきであり、芸術学研究連絡委員会はそのための協力を惜しまない。

5 予算と人員の確保

これら諸機関は、独立法人化以降も、国の所有する財産の保全、あるいは国宝や重要文化財をはじめとする貴重な文化財の管理・保全という、本来は国の行うべき業務を担当するものであり、そのために必要な財源上の処置がなされるのは当然である。しかも、これら諸機関の上述した役割からみて、調査・研究、展示活動、作品・資料の購入、作品の保護・修復、教育・普及活動、情報の公開などが不可欠の業務であることはあきらかであり、そのために必要な人員と予算の確保をはかる必要がある。

とくに留意すべきは、これらの業務の多くが、長期的展望のもとになされるべきものであることである。その点を考慮して、とくに基礎的な調査・研究、収蔵する作品・資料の保護、学術的情報の発信などの業務のために必要な予算と、学術的知見を十分に所有する必要人員の確保がはからなければならない。また、これら諸機関の業務が、かならずしも直接的な結果とは結びつかない面をもっていることはたしかであるが、そのために十分な予算上、人員上の措置が講じられないことがあるとしたら、その業務に重大な支障を来し、結局はこの国の文化にとってはかりしれない損失をもたらすことになるだろう。

6 寄贈・寄付に関する税制上の措置

現在、個人が所有する重要文化財またはそれに準ずる作品を国に譲渡した場合、譲渡益にたいしては非課税とすることが、時限立法によって定められている(租税特別措置法第40条の2)。このことが、すぐれた文化財を国の管理下におき、一般に公開することに大きく寄与して来たことはいうまでもない。

ただ非課税対象が、重要文化財またはそれに準ずるものにかぎられ、また実質的な受け皿も文化庁に限られるなど、かならずしも十全のものとはいえない。したがって、これら諸機関の独立法人への移行後も、同様の税制上の措置は不可欠のものとなる。

周知のように、諸外国の博物館・美術館においては、作品の寄贈や運営費の寄付が、これら機関の質的向上と運営の改善にきわめて大きな役割を果たしている。このことを考えれば、この国における博物館・美術館全体の質的向上、ひいてはこの国の文化そのものの発展のためにも、作品・資料の贈与ないし遺贈、寄付金のすべてについて、さらなる優遇措置を講じることが望ましい。

7 おわりに

これら諸機関のもっとも基本的な役割は、過去の文化の記憶－収集と保全－、その現在への提示－展示・教育－、そして、それらを通しての未来に向けた文化の再創造にほかならず、したがってこの国の文化の維持・発展にとって必須不可欠のものというべきである。そして、これらの役割が、長期にわたる着実に永続的な学術研究に裏づけられて、はじめて十分に果たされうることを考え、これら諸機関の独立法人化にあたっては、その運営に関して、十分な配慮を行うべきと考える。この国の博物館・美術館の全般的な在り方が、諸外国のそれに比し、かならずしも十分のものとは考えられないこと、これら国立の諸機関が、この国の博物館・美術館にたいして、いわばモデルとしての役割を果たしていることなどを考えれば、独立法人としてのこれら諸機関が、その特質を十分に配慮した仕方で運営されることが、この国の文化の維持・発展にとって、きわめて有益であることを、最後に述べておく。